



2022年9月15日

各位

会社名 ファーストコーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利秋
(コード番号: 1430 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画室長 宮本 比都美
(TEL 03-5347-9103)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年11月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 54,500株
(3) 処分価額	1株につき741円
(4) 処分総額	40,384,500円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の従業員 44名 54,500株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日の取締役会において、所定の要件を充たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を創設し、それに基づき、譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

本制度に基づき、対象従業員は、当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を引き受けることとなります。

本制度による自己株式処分に当たっては、当社と対象従業員との間で、①当該対象従業員は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象従業員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象従業員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権を合計40,384,500円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式54,500株を付与することとしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するとともに、対象従業員の長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、処

分期日から15年経過後、当社の執行役員、従業員その他これに準ずるいずれの地位からも退職するまで、もしくは当社の役員に就任するまで、譲渡制限を解除しないこととしました。

本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は2022年11月2日（処分期日）から当社の執行役員、従業員その他これに準ずるいずれの地位からも退職する日までの間、もしくは当社の役員に就任するまでの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が継続して当社の執行役員、従業員その他これに準ずる地位のいずれかにあったことを条件として、譲渡制限期間中に死亡、定年、その他当社取締役会が正当と認める事由により退職した場合、もしくは当社の役員に就任した場合、処分期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、処分期日から15年を経過した場合、当社取締役会が認める自己都合による退職においても譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、処分期日から15年を経過するまでの間、死亡、定年、その他当社取締役会が正当と認める事由以外で退職した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象従業員に支給された本金銭債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2022年9月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である741円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上